

公告

長野県聴覚障害者ライブラリーの管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせますので、その候補者を次のとおり募集します。

平成17年10月20日

長野県知事 田 中 康 夫

1 施設の概要等

(1) 名称

長野県聴覚障害者ライブラリー

(2) 所在地

長野市大字下駒沢586番地

(3) 設置目的

聴覚障害者用の録画物の製作及び提供その他の業務を行う。

(4) 施設の概要

開設年月日	平成10年4月1日
延べ床面積	304.23m ²
主な施設	閲覧室、事務室、ビデオ編集室、相談室、保管庫

2 指定期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3年間

3 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりです（詳細は、長野県聴覚障害者ライブラリー指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）及び長野県聴覚障害者ライブラリー管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）によります。）。

- (1) 長野県聴覚障害者ライブラリーの施設及び備品の維持管理に関する業務
- (2) 聴覚障害者用の録画物の製作及び提供に関する業務
- (3) 聴覚障害者の福祉の増進に資する事業に関する業務で知事が必要と認めるもの
- (4) (1)から(3)までの業務に附帯する業務

4 応募資格

応募をする者は、次のいずれにも該当する者であることが必要です。

- (1) 法人その他の団体であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に該当しない者であること。
- (3) 管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）及び建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領（昭和60年7月30日付け60監第288号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消された者でないこと。
- (5) 県税その他の租税の滞納がない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定があった者でないこと。
- (7) 法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員

5 説明会の開催

応募しようとする者を対象として、次のとおり説明会を開催します。

(1) 日時 平成17年10月31日（月）午前10時から正午まで

(2) 場所 長野県聴覚障害者ライブラリー

(3) その他

説明会参加希望者は、平成17年10月28日（金）午後5時までに、長野県社会部障害福祉課へ申し込んでください。

6 応募の手続

(1) 募集要領及び仕様書の交付

募集要領及び仕様書は、上記5の説明会において交付するほか、長野県社会部障害福祉課（郵便番号 380-8570（県庁専用郵便番号）、所在地：長野県長野市大字南長野字幅下692-2）で交付します。

なお、募集要領については、長野県公式ホームページ(<http://www.pref.nagano.jp/soumu/gyoukaku/shitei.htm>)からダウンロードできます。

(2) 応募方法

申請書に次の書類を添付して、長野県社会部障害福祉課へ提出してください。

ア 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

イ 申請の日の属する事業年度の前3年の各事業年度における申請者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの

ウ 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類

エ 役員の名簿及び履歴書

オ 申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類

カ 申請者が4の(4)の応募資格に該当する旨の誓約書

キ その他募集要領に定める書類

(3) 受付期間

平成17年10月21日から11月14日まで（郵送による応募は、平成17年11月14日までに必着のものに限り受け付けます。）

7 指定管理者の指定の手続等

指定管理者は、応募者の中から長野県社会部指定管理者事前審査委員会及び長野県指定管理者選定委員会においてその候補者を選定し、議会の議決を経て指定します。

8 その他

(1) その他詳細については、募集要領及び仕様書によります。

(2) この募集について不明な事項は、長野県社会部障害福祉課（電話 026-235-7103）に問い合わせてください。

(3) この募集に際して収集する個人情報は、指定管理者の候補者の選定に必要な範囲でのみ利用します。

障害福祉課

公告

長野県飯田創造館の管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせますので、その候補者を次のとおり募集します。

平成17年10月20日

長野県知事 田 中 康 夫

1 施設の概要等

(1) 名称

長野県飯田創造館

(2) 所在地

長野県飯田市小伝馬町1-3541-1

(3) 設置目的

住民福祉の増進に寄与することを目的として、一般住民に文化活動の場を提供する。

(4) 施設の概要

建設年月	昭和54年12月
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造地上4階
敷地面積	2,322.35m ²
延べ床面積	2,411.35m ²
施 設	学習室等（長野県飯田創造館指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）に記載のとおり）

2 指定期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3年間

3 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりです（詳細は、長野県飯田創造館管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）によります。）。

(1) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(2) 長野県飯田創造館の利用の許可に関する業務

(3) 長野県飯田創造館の利用に係る料金に関する業務

(4) 文化の振興に資する事業の企画及び実施に関する業務

(5) 前各号の業務に附帯する業務

4 応募資格

応募をする者は、次のいずれにも該当する者であることが必要です。

(1) 法人その他の団体であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に該当しない者であること。

(3) 管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）及び建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領（昭和60年7月30日60監第288号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消された者でないこと。

(5) 県税その他の租税の滞納のない者であること。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定があった者でないこと。

(7) 法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていなこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員

5 応募の手続

(1) 募集要領及び仕様書の交付

募集要領及び仕様書は、長野県生活環境部生活文化課（郵便番号380-8570（県庁専用郵便番号）、所在地：長野県長野市大字南長野字幅下692-2）で交付します。

なお、長野県公式ホームページ（<http://www.pref.nagano.jp/soumu/gyoukaku/shitei.htm>）からダウンロードできます。

(2) 応募方法

申請書に、次の書類を添付して、長野県生活環境部生活文化課へ提出してください。

ア 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

イ 申請日の属する事業年度の前3年の各事業年度における申請者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの

ウ 申請日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類

エ 役員の名簿及び履歴書

オ 申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類

カ 申請者が4の(4)の応募資格に該当する旨の誓約書

キ その他募集要領に定める書類

(3) 受付期間

平成17年10月26日から11月14日正午まで

6 現地説明会の開催

長野県飯田創造館の施設について説明するため、次のとおり現地説明会を開催します。

(1) 日時

平成17年10月26日（水）午前9時30分から

(2) 場所

長野県飯田創造館

(3) その他

現地説明会に参加しようとする者は、平成17年10月24日までに、所定の用紙により長野県生活環境部生活文化課へ申し込んでください。

7 指定管理者の指定の手続等

指定管理者は、応募者の中から生活環境部指定管理者事前選定委員会及び長野県指定管理者選定委員会においてその候補者を選定し、議会の議決を経て指定します。

8 その他

(1) その他詳細については、募集要領及び仕様書によります。

(2) この募集について不明な事項は、長野県生活環境部生活文化課（電話026（235）7442）に問い合わせてください。

(3) この募集に際して収集する個人情報は、指定管理者の候補者の選定に必要な範囲でのみ利用します。

生活文化課

公告

長野県佐久創造館の管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせますので、その候補者を次のとおり募集します。

平成17年10月20日

長野県知事 田 中 康 夫

1 施設の概要等

(1) 名称

長野県佐久創造館

(2) 所在地

長野県佐久市猿久保55

(3) 設置目的

住民福祉の増進に寄与することを目的として、一般住民に文化活動の場を提供する。

(4) 施設の概要

建設年月	昭和55年12月
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造地上2階
敷地面積	10,265.19m ²
延べ床面積	4,875.66m ²
施 設	学習室等（長野県佐久創造館指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）に記載のとおり）

2 指定期間

平成18年4月1日から平成21年3月31までの3年間

3 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりです（詳細は、長野県佐久創造館管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）によります。）。

(1) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(2) 長野県佐久創造館の利用の許可に関する業務

(3) 長野県佐久創造館の利用に係る料金に関する業務

(4) 文化の振興に資する事業の企画及び実施に関する業務

(5) 前各号の業務に附帯する業務

4 応募資格

応募をする者は、次のいずれにも該当する者であることが必要です。

(1) 法人その他の団体であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に該当しない者であること。

(3) 管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）及び建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領（昭和60年7月30日60監第288号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないことを。

(4) 地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消された者でないこと。

(5) 県税その他の租税の滞納のない者であること。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定があった者でないこと。

(7) 法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていなこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員

5 応募の手続

(1) 募集要領及び仕様書の交付

募集要領及び仕様書は、長野県生活環境部生活文化課（郵便番号380-8570（県庁専用郵便番号）、所在地：長野県長野市大字南長野字幅下692-2）で交付します。

なお、長野県公式ホームページ（<http://www.pref.nagano.jp/soumu/gyoukaku/shitei.htm>）からダウンロードできます。

(2) 応募方法

申請書に、次の書類を添付して、長野県生活環境部生活文化課へ提出してください。

ア 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

イ 申請日の属する事業年度の前3年の各事業年度における申請者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの

ウ 申請日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類

エ 役員の名簿及び履歴書

オ 申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類

カ 申請者が4の(4)の応募資格に該当する旨の誓約書

キ その他応募要領に定める書類

(3) 受付期間

平成17年10月25日から11月14日正午まで

6 現地説明会の開催

長野県佐久創造館の施設について説明するため、次のとおり現地説明会を開催します。

(1) 日時

平成17年10月25日（火）午前9時30分から

(2) 場所

長野県佐久創造館

(3) その他

現地説明会に参加しようとする者は、平成17年10月24日までに、所定の用紙により長野県生活環境部生活文化課へ申し込んでください。

7 指定管理者の指定の手続等

指定管理者は、応募者の中から生活環境部指定管理者事前選定委員会及び長野県指定管理者選定委員会においてその候補者を選定し、議会の議決を経て指定します。

8 その他

(1) その他詳細については、募集要領及び仕様書によります。

(2) この募集について不明な事項は、長野県生活環境部生活文化課（電話026（235）7442）に問い合わせてください。

- (3) この募集に際して収集する個人情報は、指定管理者の候補者の選定に必要な範囲でのみ利用します。

生活文化課

公告

長野県県民文化会館の管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせますので、その候補者を次のとおり募集します。

平成17年10月20日

長野県知事 田 中 康 夫

1 施設の概要等

- (1) 名称
長野県県民文化会館

- (2) 所在地
長野県長野市若里1丁目1番3号

- (3) 設置目的
県民の文化の振興と福祉の増進を図る。

(4) 施設の概要

建設年月	昭和57年11月
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造地上4階地下1階
敷地面積	23,581.38m ²
延べ床面積	22,283.00m ²
主な施設	大ホール、中ホール、小ホール、リハーサル室、展示室、会議室等（長野県県民文化会館指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）に記載のとおり）

2 指定期間

平成18年4月1日から平成21年3月31までの3年間

3 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりです（詳細は、長野県県民文化会館管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）によります。）。

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
(2) 長野県県民文化会館の利用の許可に関する業務
(3) 長野県県民文化会館の利用に係る料金に関する業務
(4) 芸術文化の振興に資する事業の企画及び実施に関する業務
(5) 前各号の業務に附帯する業務

4 応募資格

応募をする者は、次のいずれにも該当する者であることが必要です。

- (1) 法人その他の団体であること。
(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に該当しない者であること。
(3) 管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）及び建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領（昭和60年7月30日60監第288号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないことを。

- (4) 地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消された者でないこと。

- (5) 県税その他の租税の滞納のない者であること。

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定があった者でないこと。

- (7) 法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていなこと。

- ア 破産者で復権を得ない者
イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員

5 応募の手続

- (1) 募集要領及び仕様書の交付

募集要領及び仕様書は、長野県生活環境部生活文化課（郵便番号380-8570（県庁専用郵便番号）、所在地：長野県長野市大字南長野字幅下692-2）で交付します。

なお、長野県公式ホームページ（<http://www.pref.nagano.jp/soumu/gyoukaku/shitei.htm>）からダウンロードできます。

(2) 応募方法

申請書に、次の書類を添付して、長野県生活環境部生活文化課へ提出してください。

- ア 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
イ 申請の日の属する事業年度の前3年の各事業年度における申請者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの
ウ 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類
エ 役員の名簿及び履歴書
オ 申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類
カ 申請者が4の(4)の応募資格に該当する旨の誓約書
キ その他募集要領に定める書類

(3) 受付期間

平成17年10月24日から11月14日正午まで

6 現地説明会の開催

長野県県民文化会館の施設について説明するため、次のとおり現地説明会を開催します。

(1) 日時

平成17年10月24日（月）午前9時30分から

(2) 場所

長野県県民文化会館

(3) その他

現地説明会に参加しようとする者は、平成17年10月21日までに、所定の用紙により長野県生活環境部生活文化課へ申し込んでください。

7 指定管理者の指定の手続等

指定管理者は、応募者の中から生活環境部指定管理者事前選定委員会及び長野県指定管理者選定委員会においてその候補者を選定し、議会の議決を経て指定します。

8 その他

- (1) その他詳細については、募集要領及び仕様書によります。
- (2) この募集について不明な事項は、長野県生活環境部生活文化課（電話 026（235）7442）に問い合わせてください。
- (3) この募集に際して収集する個人情報は、指定管理者の候補者の選定に必要な範囲でのみ利用します。

生活文化課

公告

長野県伊那文化会館の管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせますので、その候補者を次のとおり募集します。

平成17年10月20日

長野県知事 田 中 康 夫

1 施設の概要等

- (1) 名称
長野県伊那文化会館
- (2) 所在地
長野県伊那市大字伊那5776番地
- (3) 設置目的
県民の文化の振興と福祉の増進を図る。
- (4) 施設の概要

建設年月	昭和63年12月
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造地上4階地下1階
敷地面積	13,000m ²
延べ床面積	11,561m ²
主な施設	大ホール、小ホール、美術展示ホール、プラネットリウム等（長野県伊那文化会館指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）に記載のとおり）

2 指定期間

平成18年4月1日から平成21年3月31までの3年間

3 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりです（詳細は、長野県伊那文化会館管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）によります。）。

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 長野県伊那文化会館の利用の許可に関する業務
- (3) 長野県伊那文化会館の利用に係る料金に関する業務
- (4) 芸術文化の振興に資する事業の企画及び実施に関する業務
- (5) 前各号の業務に附帯する業務

4 応募資格

応募をする者は、次のいずれにも該当する者であることが必要です。

- (1) 法人その他の団体であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に該当しない者であること。
- (3) 管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）及び建設工事等

入札参加資格者に係る指名停止要領（昭和60年7月30日60監第288号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消された者でないこと。
- (5) 県税その他の租税の滞納のない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定があった者でないこと。
- (7) 法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていなこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員

5 応募の手続

(1) 募集要領及び仕様書の交付

募集要領及び仕様書は、長野県生活環境部生活文化課（郵便番号 380-8570（県庁専用郵便番号）、所在地：長野県長野市大字南長野字幅下692-2）で交付します。

なお、長野県公式ホームページ（<http://www.pref.nagano.jp/soumu/gyoukaku/shitei.htm>）からダウンロードできます。

(2) 応募方法

申請書に、次の書類を添付して、長野県生活環境部生活文化課へ提出してください。

ア 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

イ 申請の日の属する事業年度の前3年の各事業年度における申請者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの

ウ 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類

エ 役員の名簿及び履歴書

オ 申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類

カ 申請者が4の(4)の応募資格に該当する旨の誓約書

キ その他募集要領に定める書類

(3) 受付期間

平成17年10月24日から11月14日正午まで

6 現地説明会の開催

長野県伊那文化会館の施設について説明するため、次のとおり現地説明会を開催します。

(1) 日時

平成17年10月24日（月）午前9時30分から

(2) 場所

長野県伊那文化会館

(3) その他

現地説明会に参加しようとする者は、平成17年10月21日までに、所定の用紙により長野県生活環境部生活文化課へ申し込んでください。

7 指定管理者の指定の手続等

指定管理者は、応募者の中から生活環境部指定管理者事前選定委員会及び長野県指定管理者選定委員会においてその候補者を選

定し、議会の議決を経て指定します。

8 その他

- (1) その他詳細については、募集要領及び仕様書によります。
- (2) この募集について不明な事項は、長野県生活環境部生活文化課（電話 026（235）7442）に問い合わせてください。
- (3) この募集に際して収集する個人情報は、指定管理者の候補者の選定に必要な範囲でのみ利用します。

生活文化課

公告

長野県松本文化会館の管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせますので、その候補者を次のとおり募集します。

平成17年10月20日

長野県知事 田 中 康 夫

1 施設の概要等

- (1) 名称
長野県松本文化会館
- (2) 所在地
長野県松本市大字水汲69番2
- (3) 設置目的
県民の文化の振興と福祉の増進を図る。
- (4) 施設の概要

建設年月	平成4年7月
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造地上5階地下1階
敷地面積	20,238.67m ²
延べ床面積	16,497.41m ²
主な施設	大ホール、中ホール、リハーサル室、国際会議室、会議室等（長野県松本文化会館指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）に記載のとおり）

2 指定期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3年間

3 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりです（詳細は、長野県松本文化会館管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）によります。）。

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 長野県松本文化会館の利用の許可に関する業務
- (3) 長野県松本文化会館の利用に係る料金に関する業務
- (4) 芸術文化の振興に資する事業の企画及び実施に関する業務
- (5) 前各号の業務に附帯する業務

4 応募資格

応募をする者は、次のいずれにも該当する者であることが必要です。

- (1) 法人その他の団体であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に該当しない者であること。

(3) 管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）及び建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領（昭和60年7月30日60監第288号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消された者でないこと。

(5) 県税その他の租税の滞納のない者であること。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定があった者でないこと。

(7) 法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員

5 応募の手続

(1) 募集要領及び仕様書の交付

募集要領及び仕様書は、長野県生活環境部生活文化課（郵便番号 380-8570（県庁専用郵便番号）、所在地：長野県長野市大字南長野字幅下692-2）で交付します。

なお、長野県公式ホームページ（<http://www.pref.nagano.jp/soumu/gyoukaku/shitei.htm>）からダウンロードできます。

(2) 応募方法

申請書に、次の書類を添付して、長野県生活環境部生活文化課へ提出してください。

ア 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

イ 申請日の属する事業年度の前3年の各事業年度における申請書の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの

ウ 申請日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類

エ 役員の名簿及び履歴書

オ 申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類

カ 申請者が4の(4)の応募資格に該当する旨の誓約書

キ その他募集要領に定める書類

(3) 受付期間

平成17年10月25日から11月14日正午まで

6 現地説明会の開催

長野県松本文化会館の施設について説明するため、次のとおり現地説明会を開催します。

(1) 日時

平成17年10月25日（火）午前9時30分から

(2) 場所

長野県松本文化会館

(3) その他

現地説明会に参加しようとする者は、平成17年10月24日正午までに、所定の様式により長野県生活環境部生活文化課へ申し込んでください。

7 指定管理者の指定の手続等

指定管理者は、応募者の中から生活環境部指定管理者事前選定委員会及び長野県指定管理者選定委員会においてその候補者を選定し、議会の議決を経て指定します。

8 その他

- (1) その他詳細については、募集要領及び仕様書によります。
- (2) この募集について不明な事項は、長野県生活環境部生活文化課（電話 026（235）7442）に問い合わせてください。
- (3) この募集に際して収集する個人情報は、指定管理者の候補者の選定に必要な範囲でのみ利用します。

生活文化課

公告

長野県信濃美術館の管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2 第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせますので、その候補者を次のとおり募集します。

平成17年10月20日

長野県知事 田 中 康 夫

1 施設の概要等

(1) 名称

長野県信濃美術館

(2) 所在地

長野県長野市箱清水1-4-4

(3) 設置目的

美術に関する資料を収集し、保管し、展示して一般住民の利用に供し、その教養、調査研究等に資する。

(4) 施設の概要

区分	信濃美術館	うち、東山魁夷館
建設年月	昭和41年5月	平成2年2月
構造	鉄筋コンクリート造 地上3階建て	鉄筋コンクリート造 地上2階建て
敷地面積	13,531.03m ²	5,585.33m ²
延べ床面積	4,794.35m ²	1,697.97m ²
展示室面積	1,533.00m ²	544.20m ²
収蔵庫面積	395.81m ²	152.09m ²

その他の施設については、長野県信濃美術館指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）に記載のとおり。

2 指定期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3年間

3 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりです（詳細は、長野県信濃美術館管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）によります。）。

- (1) 美術作品を保管し、及び展示するとともに、一般住民に対して当該美術作品に関し必要な説明を行うこと。
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 長野県信濃美術館の利用の許可に関する業務
- (4) 長野県信濃美術館の利用に係る料金に関する業務

(5) 博物館法（昭和26年法律第285号）第3条第1項第4号から第10号までに掲げる事業に関する業務

(6) 前各号の業務に附帯する業務

4 応募資格

応募をする者は、次のいずれにも該当する者であることが必要です。

(1) 法人その他の団体であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に該当しない者であること。

(3) 管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）及び建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領（昭和60年7月30日60監第288号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消された者でないこと。

(5) 県税その他の租税の滞納のない者であること。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定があった者でないこと。

(7) 法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていなすこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員

5 応募の手続

(1) 募集要領及び仕様書の交付

募集要領及び仕様書は、長野県生活環境部生活文化課（郵便番号 380-8570（県庁専用郵便番号）、所在地：長野県長野市大字南長野字幅下692-2）で交付します。

なお、長野県公式ホームページ（<http://www.pref.nagano.jp/soumu/gyoukaku/shitei.htm>）からダウンロードできます。

(2) 応募方法

申請書に、次の書類を添付して、長野県生活環境部生活文化課へ提出してください。

ア 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

イ 申請の日の属する事業年度の前3年の各事業年度における申請者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの

ウ 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類

エ 役員の名簿及び履歴書

オ 申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類

カ 申請者が4の(4)の応募資格に該当する旨の誓約書

キ その他募集要領に定める書類

(3) 受付期間

平成17年10月26日から11月14日正午まで

6 現地説明会の開催

長野県信濃美術館の施設について説明するため、次のとおり現

地説明会を開催します。

- (1) 日時
平成17年10月26日（水）午前9時30分から
 - (2) 場所
長野県信濃美術館
 - (3) その他
現地説明会に参加しようとする者は、平成17年10月24日までに、所定の用紙により長野県生活環境部生活文化課へ申し込んでください。
- 7 指定管理者の指定の手続等
指定管理者は、応募者の中から生活環境部指定管理者事前選定委員会及び長野県指定管理者選定委員会においてその候補者を選定し、議会の議決を経て指定します。
- 8 その他
- (1) その他詳細については、募集要領及び仕様書によります。
 - (2) この募集について不明な事項は、長野県生活環境部生活文化課（電話 026（235）7442）に問い合わせてください。
 - (3) この募集に際して収集する個人情報は、指定管理者の候補者の選定に必要な範囲でのみ利用します。

生活文化課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成17年10月20日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 申請のあった年月日
平成17年9月9日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 キャリアサポート
- 3 代表者の氏名
酒井敏博
- 4 主たる事務所の所在地
長野県岡谷市天竜町三丁目3番14号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、地域の就学者、就業希望者及びその家族に対して、カウンセリング、コンサルティング、コーチングの事業を行い、地域社会の人々が健康で活性化した生活を送れるように寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があつたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成17年10月20日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 申請のあった年月日
平成17年10月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 ふれあいセンターよもぎ
- 3 代表者の氏名
大森正勝
- 4 主たる事務所の所在地
長野県岡谷市長地権現町4丁目1番30号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、高齢者及び障害者に対して、生活支援及び介護に関する事業行い、地域福祉に貢献し、だれもが住みやすい社会づくりに寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

県営北穂高地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成17年10月20日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 土地改良事業の名称
県営土地改良総合整備事業
- 2 工事の着手年月日
平成9年12月26日
- 3 工事の完了年月日
平成17年3月1日

土地改良課

公告

木曽郡木曾福島町における県営木曾中部地区平柄吉田換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成17年10月7日行いました。

平成17年10月20日

長野県知事 田 中 康 夫

農村整備課

公告

木曽郡木曾福島町における県営木曾中部地区板敷野換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成17年10月7日行いました。

平成17年10月20日

長野県知事 田 中 康 夫

農村整備課